

パブコメ結果公表後の逆転修正

米満 啓

2018年度リスト規制改正のパブリックコメント募集に応じ、私は貨物等省令第2条の2の用語解釈案（輸出令運用通達）について修正意見（下記2）を提出しました。11月9日附けの結果報告では「原案通り」（修正意見不採用）とのことでしたが、11月16日公布の正式版（次頁3）を見ると採用になっておりました。私はそれと気づかず、同26日に本サイトで「不採用とは解せぬ」と騒いでしまいました。まことに迂闊・不注意でした。できれば「なかったこと」にしたいところですが、それもありません。関係者のみなさまにお詫び申し上げます。

1. パブリックコメント募集時の改正案

改正案		現行規定	
<u>遺伝要素</u>	<u>遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかは問わないもの</u> をいう。	<u>遺伝子</u>	<u>遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。</u>

2. ヨネミツ意見（10月17日提出）と当局見解（11月9日公表）

<p>【提出意見】 「問わないものをいう」は「問わないものとする」に変更することを提案します。</p>	
<p>【理由】 「問わないものをいう」は日本語として不自然だと思います。（たとえば「日本国民；男子か女子かを問わないものをいう」などと言うのでしょうか？） 現行の運用通達を見ても下記のように「～とする」スタイルの事例はあります。 下記で文末（下線部）を敢えて「判定するものをいう」に変更しようという人はいないでしょう。</p>	
<p>輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの</p>	<p>貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ又は同条第二号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて<u>判定するものとする。</u></p>
<p>【11.9 結果報告 #28】 御指摘の点について、「遺伝的に改変されているかどうか、・・・合成されているかどうかは問わないものをいう。」は「遺伝要素」の定義を規定しているため、「●●をいう。」と規定しております。一方、「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」は、判定方法を規定しているものであって、定義を規定しているわけではないことから、異なる規定ぶりとしております。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	

そうか、私の提案は不採用か。ところが正式公布されたもの（次頁）は違いました。

3. 11月16日公布の運用通達

改正案		現行規定	
<u>遺伝要素</u>	<u>遺伝的に改変されているかどうか、又は全部若しくは一部が化学的に合成されているかどうかを問わない。</u>	<u>遺伝子</u>	<u>遺伝的に改変されているかを問わないもの、又は全部若しくは一部が化学的に合成されたものをいう。</u>

「貴君の提案を採用する」と一言いってくればよいものを！ 気づかなかった私は26日の本欄に抗議の大演説を載せてしまいました。

おはずかしいことです。まさに「錯覚いけない、よく見るよろし」でした。